

巻頭言

文化財防災ことはじめ

立命館大学理工学部 教授

土 岐 憲 三

これまで、災害対策といえば人命や各種の社会基盤が対象となってきましたが、これらとは違った観点から災害対策を考えねばならないのが、文化財や歴史的遺産なのです。建築物や橋梁などの一般的な社会基盤の災害問題を考える場合との大きな違いは、代替性の問題です。たとえ重要な建造物であっても、それが被災した時点で作り直すことは多くの場合には可能でしょう。これに反し、文化財の場合には、たとえ再建したとしても、それはもはや文化財としては価値を有しない、すなわち、文化財の場合には代替性がないのです。

代替性がないと言う意味においては、文化財においてはそれ以外のものと比較して、一段と高い対災性を付与すべきであることには、異論は無いでしょう。社会基盤施設においても、重要性の高いものについては、一般的なものよりは高い対災性が付与されており、そのレベルの設定についても慎重に検討されてきました。貴重な歴史的文献資料なども代替性の無いものですが、こうした特殊なものに対する対災性をどのように考えるか、どの程度の対災性を付与するか、などについてはこれまで殆ど忘れられてきました。

こうしたものは、失ってから考えても遅すぎるのであり、不都合な事態が起こる前に備えておかねばならないことは自明です。国宝や重要文化財などを地震や洪水で失った後で、復興してもそれは単なるコピーであって、もはや国宝ではありません。地震や風水害の影響を考える際に、これまでは文化財に対して何等特別な扱いをしてきませんでした。しかしながら、代替性が無いという観点からは、国宝や重要文化財はきわめて特別な存在なのです。世界遺産に指定されたものに対しては、UNESCO はそれらを人類全体の貴重な財産であるとの認識に立っています。それならば、災害対策を考えるに際しても特別な配慮が必要なのではないでしょうか。

わが国の文化財においては、昭和 24 年の法隆寺金堂の壁画焼失を契機に文化財保護法が制定され、関係者により営々として保護対策がとられてきました。保護対策には種々のものがあり、たとえば防火・消火のための施設が多く文化財では備わっていますが、それらの施設の構築における基本的な考えの中では、地震の影響は全く考えられていないのです。すなわち、これらの火災対策は放火や失火など、境内の内側から出た火を本堂等の重要施設に燃え移らせないことを基本と考えており、地震時のように境内の外からの延焼を防止するという観点は全

く無いのです。このことは国立橿原文化財研究所の鈴木嘉吉前所長や国の文化財行政の担当者も今では認めるところです。文化財保護の衝に当たる人々が地震後の火災のことは考えていなかったと言うからには、災害科学や地震防災に関する研究者や行政が、文化財としての建造物の対災性を他の施設よりも高く設定していたとは考えられません。

一言で言えば、文化財や文化財を擁する建造物の保護対策においては、地震や風水害などの自然力による災厄から守るための特別な配慮はされてこなかった、ということです。戦後の被災地震では国宝や重要文化財が焼失したり、壊滅するような被害が幸いにも生じなかったし、1995年の兵庫県南部地震に際しても被災地域には国宝は無かったことから、こうした文化財の地震災害に関する問題点がこれまで露呈することなく、その結果として論議されることも無く打ち過ぎてきたのです。これまでが無事であったから、今後も同じであるというのはあまりに楽観的に過ぎるのではないか。失ってから慌てても、遅いのです。そういう事態が起らないように前もって備えをしなければならないのであり、こうした警告を発するのが災害研究に携わる研究者の責務ではないか。そして、警告のみではなく、災害対策を講ずるに際して必要となる技術開発とそのための基礎研究を推進すべきです。すなわち、文化財防災ことはじめ、です。

筆者はこれまで数年にわたって、文化財防災の必要性を説いてきましたが、漸く国はこの問題の重要性を認識し、検討をまもなく始めようとしています。最終的には行政を通じて重要な施設から順に対策が取られることとなりますが、そのために必要となる技術の開発は十分とはいえません。技術的な問題のみならず、対災性のレベルは如何にあるべきかと言う、理念の関るような基礎的研究も殆ど進んでいません。自然災害の研究者がこの問題を放置しては、行政が立ち上がっても実現の段階で不十分なものにしかならないのです。文化財防災の研究が急務なのです。

文化財が我々の先人の精神活動をしのぶ縁であるという観点に立てば、これなくしては我々の日常の知的生活はいかに無味乾燥であるか想像に難くありません。現代人の知的生活においては必須のものであると考えれば、文化財は現在の社会を構成する重要な要素です。すなわち、これも一つの重要な社会基盤です。自然災害科学はこれまで、一般的な意味での社会基盤の災害の防止と軽減とを目的としてきました。したがって、文化財防災とは、これまでの防災対策が対象としてきた社会基盤の定義の枠を広げることといっても良いのです。

成長の時は過ぎた、成熟の時期が来た、と言われます。自然災害科学が大きく発展したのも、成長の時と重なっていました。そうであれば、成熟の時を迎えた現在、災害の研究や技術も新しい局面を開いて行くべきなのではないでしょうか。成長の時には前を見ることに懸命であり、国をあげて物造りに励んできました。しかしながら、成熟の時を迎えた現在は、漸く周囲を見回し、物質的な発展よりも精神の拠り所を求めるようになっていきます。そして、精神活動の昇華したものが文化であり、我々の先人の精神活動が姿あるものとして遺されたのが文化財です。自然災害科学においても、成長のときに忘れてきたものがあれば、それを成熟の時である今、進めるべきなのではないでしょうか。それが、文化財防災なのです。